

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

頁

議案第 54 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 3

令和8年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和8年2月16日
堺市長 永藤英機

議案第 54 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第18条において同じ。）」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第17条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所

得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第18条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の市民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有するもの（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、政令附則第25条第1項第2号イからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、政令附則第25条第1項第3号イからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が見直されたことに伴う介護保険料の収入減少を防止するため、令和8年度の保険料の算定について見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 7）

令和 8 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-25-0065

